

**EP 関連資料**

**本質的に生物学的なプロセスを用いて得られる植物や動物に係る発明主題の保護に関する  
EPO 技術審判部の審決、及び、その後の拡大審判部への付託事項**

2019年04月22日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

本質的に生物学的プロセスから得られる植物と動物が、特許の保護対象となるか否かに関し、EPO の技術審判部／拡大審判部による最近の審決が、絶え間なく変化しています。このような状況下で、2018 年 12 月 5 日、EPO 技術審判部は、審決 (T1063/18) を下しました。これは、当該技術分野において、非常に興味深く意味深い審決であると言えます。

Rule 27 EPC ("Patentable biotechnological inventions") 及び Rule 28 EPC ("Exceptions to patentability") は、Art. 53(b) EPC の解釈に関連しており、EP 特許法下の「特許性の除外」について規定しています。より具体的には、Rule 27 EPC 及び Rule 28 EPC には、植物、動物、及び、本質的に生物学的なプロセスを用いて得られる生産物の保護に係る事項が規定されています。

2018 年 12 月 5 日、植物または動物に関し特許を認めないという上記の実施規則が、EPC の条項に抵触している旨、EPO 技術審判部は認定しました。この技術審判部による審決 (T1063/18) に関し、本質的に生物学的なプロセスを用いて得られる生産物が、特許の保護対象となるのか否か、及び、本審決に鑑み検討／留意すべき事項について、以下に、説明します。また、2019/4/4 に、上記審決 T1063/18 が拡大審判部に付託されました (G3/19) ので、拡大審判部に付託された質問事項についても、併せて、説明します。

**【全 5 頁】**

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>  
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>  
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>  
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>  
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>  
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。